

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1) 第3期教育振興基本計画の推進、新学習指導要領の円滑な実施、少人数教育や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、Society5.0という新しい時代の中で、地方創生を担い、日本の将来を支える人材が健やかに育まれるよう、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加への対応及び教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。

このような地方の実情を十分に踏まえ、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。

なお、急務となっている学校における働き方改革の推進については、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

また、教員の子どもと向き合う時間や授業の質を高める教材研究の時間などを確保するため、統合型校務支援システム導入など学校現場における業務の効率化及び適正化に必要な取組を推進するとともに、その経費について地方の実情に応じた財政支援を図ること。

さらに、「GIGAスクール構想の実現」など地方において財政措置が必要な施策や地方の教育行政の運営に影響の大きい施策については、地方への情報提供を迅速に行うとともに、早期に地方と協議すること。

加えて、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を確保するため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。

(2) 高等学校等就学支援金制度については、私立高等学校等の実質無償化の実現が図られたところであるが、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援などの更なる支援の充実については、国の責任において確実に実施すること。また、所得の判断基準の在り方や支給月数の制限、単位制高校進学者に対する支給制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め、安定した財源の確保を図

り、全額国庫負担により実施すること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

さらに、私立小中学校の児童生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化及び充実を図ること。

あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援の制度については、全額国庫負担により措置されるよう支援の拡充を図ること。

- (3) 幼児期における教育によって育まれる非認知的能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与え、人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の更なる質の向上と人材確保の取組、環境整備の充実を図ること。
- (4) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (5) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。
 - ・多様な分野で地域に貢献している大学が、地域の中核的な高等教育機関として、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や基盤となる施設の老朽化対策等に係る施設整備費補助金、公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を図ること。
 - ・大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着いた学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組を支援する取組を拡充すること。
 - ・平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容や例示等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするよう拡充するとともに、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。
 - ・大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など制度の拡充を図ること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。

- ・職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、その運営に関しては、十分な財政支援措置を講じること。
- ・高等教育の修学支援新制度における私立専門学校に係る機関要件の確認等に要する事務費については、令和3年度以降も事務が生じ、地方に相当の負担がかかることから、引き続き全額国庫負担により措置すること。

(6) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修などについて公共施設等適正管理推進事業の延長を含めた地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、空調設備の整備について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。

(7) Society5.0 という新たな時代を担う人材の教育にふさわしい環境を速やかに整備するため、GIGAスクール構想の実現に当たっては、事業を実施する地方公共団体や学校法人に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずること。あわせて、教員のICT活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や学校ICT化の技術的支援を継続的に行うこと。また、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠である。学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、必要な財源措置を講じること。

(8) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信拠点として、地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう支援すること。

学校図書館・公立図書館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料、施設、設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援等について国の財政支援を拡充すること。

- (9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会を推進すること。また、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するなど、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域を創設すること。
- ・広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) 新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動への支援を充実・強化すること。

地域における文化芸術及び歴史文化資源の情報発信の拠点となっている文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を拡充すること。

- (2) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」の策定及び市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成や、それらに示された保存活用事業の推進、耐震対策を含む文化財の保存整備、活用に関する施策の実施に要する費用に対し、財源措置を拡充すること。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントの振興について

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスターズゲームズ2021関西、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化

振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、そのレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

なお、オリンピック聖火リレーについては、延期に伴って自治体に追加の財政負担が生じることのないよう、国において必要な財源措置を講じること。

- (2) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (3) 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大を図る観点から、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うとともに、パラリンピック競技をはじめ障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進すること。
- (4) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機とした様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。
- (5) 海外選手等の国内での長期キャンプを可能にするため、国内在留資格を緩和するなどの対策を実施すること。